

# P R T R法の概要

環境法令における  
酒類業者の義務

正式名称：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

国税庁酒税課

## ■法律の目的

有害性が判明している化学物質について、環境への排出量の把握に関する措置（P R T R）並びに化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置（MSDS）を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。

## ■法律の概要

人の健康や生態系に有害な恐れがあるなどの性状を有する化学物質（第一種指定化学物質）を対象に、事業者は、毎年（4月から翌年3月までの間）化学物質の排出量等の把握と届出を毎年6月末日までに行うこと、国は届出事項の受理・集計・公表、データの開示と利用の措置を行うことが規定されています。

## ■対象品目

人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する(暴露可能性がある)と認められる物質として、計462物質が「第一種指定化学物質」として指定されています。そのうち、発がん性のある「特定第一種指定化学物質」として15物質が指定されています。

### 第一種指定化学物質の例（太字は特定第一種指定化学物質）

揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン、エチレンオキシド等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン、クロロエチレン、ベンジリジン=トリクロリド等
農薬等	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物、ニッケル化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその無機化合物、バリリウム及びその化合物等
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC 等
その他	石綿等

## ■対象事業者・義務者とその責務

次の1～3の要件全てに該当する事業者は、第一種指定化学物質を製造、使用その他業として取り扱う等、当該化学物質を環境に排出されると見込まれる事業者として、年間（4月から翌年3月までの間）の第一種指定化学物質排出量、移動量等の情報を6月末日までに国に届出しなければなりません。

1 対象業種として政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者  
(酒類製造業者は「飲料・たばこ・飼料製造業」として、指定を受けています。)

2 常時使用する従業員の数が21人以上の事業者  
(本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者)

3 いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量(対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量)が1トン以上(特定第一種指定化学物質は0.5トン以上)の事業所を有する事業者等、又は他法令で定める特定の施設等※を設置している事業者

※ 鉱山保安法、ダイオキシン類対策特別措置法に定める施設のほか、下水道業、ごみ処分業または産業廃棄物処理業を営む者が設置する処理施設をいいます。

## ■ 罰則

対象事業者が排出量及び移動量の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、20万円以下の過料に処せられます。

## ■ 国、地方公共団体、事業者の役割

